

## 平成25年第5回羽幌町議会定例会会議録

### ○議事日程（第2号）

平成25年9月19日（木曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 報告第 4号 財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について
- 第 4 議案第48号 羽幌町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第49号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第 6 議案第50号 平成25年度羽幌町一般会計補正予算（第7号）
- 第 7 議案第51号 平成25年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 同意第 3号 羽幌町教育委員会委員の任命について
- 第 9 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦について
- 第10 認定第 1号 平成24年度羽幌町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第11 認定第 2号 平成24年度羽幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 認定第 3号 平成24年度羽幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 認定第 4号 平成24年度羽幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第14 認定第 5号 平成24年度羽幌町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第15 認定第 6号 平成24年度羽幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第16 認定第 7号 平成24年度羽幌町港湾上屋事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第17 認定第 8号 平成24年度羽幌町水道事業剰余金の処分及び決算認定について
- 第18 発議第 6号 羽幌町各会計決算特別委員会の設置並びに委員の選任について

### ○出席議員（11名）

1番 森 淳 君	2番 金 木 直 文 君
3番 小 寺 光 一 君	4番 寺 沢 孝 毅 君
5番 船 本 秀 雄 君	6番 磯 野 直 君
7番 平 山 美知子 君	8番 橋 本 修 司 君

9番 駒井久晃君  
11番 室田憲作君

10番 熊谷俊幸君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	舟橋泰博君
副町長	石川宏君
教育長	山口芳徳君
教育委員会委員長	大橋鉄夫君
監査委員	長谷川一志君
会計管理者	今野睦子君
総務課長	井上顕君
総務課長補佐	酒井峰高君
総務課職員係長	棟方富輝君
財務課長	三浦義之君
財務課主幹	豊島明彦君
財務課財政係長	葛西健二君
財務課経理係長	清水聡志君
町民課長	水上常男君
町民課主幹	飯作昌巳君
福祉課長	鈴木典生君
福祉課長補佐	更科滋子君
福祉課主幹	奥山洋美君
福祉課主幹	門間憲一君
福祉課主幹	藤井延佳君
福祉課主幹	木村和美君
福祉課主幹	高橋伸君
福祉課主幹	安宅正夫君
建設水道課長	吉田吉信君
建設水道課主幹	石川隆一君
建設水道課主幹	三上敏文君
建設水道課主幹	三笹浪満君
建設水道課主幹	竹内雅彦君
建設水道課主幹	山川恵生君
建設水道課主幹	江良貢君



◎開議の宣告

○議長（室田憲作君） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（室田憲作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、

7番 平山美知子君                      8番 橋本修司君

を指名します。

◎諸般の報告

○議長（室田憲作君） 日程第2、諸般の報告を行います。

会議規則第21条の規定によって、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎報告第4号

○議長（室田憲作君） 日程第3、報告第4号 財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告についてを議題とします。

本案について報告の内容説明を求めます。

財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） ただいま上程されました報告第4号 財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を次のとおり報告し、承認を求めます。

平成25年9月18日提出、羽幌町長。

1、財政の健全化判断比率でございますが、①、実質赤字比率については一般会計の実質的な赤字が町税等の財源規模に対してどの程度の割合かを示すものですが、羽幌町は黒字であり、比率としては出ないこととなります。

②、連結実質赤字比率については、一般会計に特別会計及び公営企業会計を含む全ての会計を加えたものであり、これについても黒字であり、比率としては出ないこととなります。

③、実質公債費比率については、公債費相当額の一般財源に占める割合の過去3年度の平均値ですが、12.2%であり、早期健全化基準の25%を下回っております。前年度

は13%で、0.8%減少しており、その要因は公債費の元利償還金の減少と普通交付税の増加に伴うものでございます。

④、将来負担比率については、一般会計などの借入金や将来支払う可能性のある負担などの現在高の程度を指標化したもので、5.4%であり、早期健全化基準の350%を大きく下回っております。前年度の15.1%から9.7%減少しており、その要因は地方債現在高の減少によるものでございます。

このように財政の健全化判断比率は、いずれも基準を下回っており、財政状態は健全であることをあらわしています。

2、公営企業会計に係る資金不足比率については、①、水道事業会計、②、簡易水道事業特別会計、③、下水道特別会計、④、港湾上屋事業特別会計、いずれも資金不足はなく、健全な経営状態であることをあらわしています。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の審査を終えておりますので、別紙のとおり報告書を添付しております。

以上、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから報告第4号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第4号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第4号は原案のとおり承認することに決定しました。

#### ◎議案第48号

○議長（室田憲作君） 日程第4、議案第48号 羽幌町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、井上顕君。

○総務課長（井上 顕君） それでは、ただいま上程されました議案第48号 羽幌町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

平成25年9月18日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、町の依頼に応じて職員以外の者が公務のために出張する場合、その者に対し旅費を支給するため条例を改正しようとするものであります。

現在本町におきましては、羽幌町職員の旅費に関する条例によって職員の旅費について必要な事項が定められ、公務のために旅行する職員に対し旅費が支給されておりますが、これまで職員以外の者が町の事業等によりまして旅行しなければならない場合にあっては、条例上何ら規定がないために、その者に対し旅費を支給することができませんでした。しかしながら、町の各種事業を実施していくために、實際上住民と職員以外の者を出張させる必要が生じており、今後においてもそれら事務事業を円滑に進めていくためにも職員以外の者に対しても旅費が支給できるよう条例を改正したく、今般ご提案申し上げるものであります。

それでは、改正内容のご説明をいたします。恐れ入りますが、お配りいたしております資料、羽幌町職員の旅費に関する条例新旧対照表をごらん願います。なお、この新旧対照表は左側に現行条文を、右側に改正案を、また改正部分には下線を引いて表示しております。

羽幌町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例。

まず、第1条、目的の改正につきましては、職員以外の者に対する旅費を含むことの規定を追加するものであります。

第2条、用語の意義の改正は、職員以外の者の出張を定義するための規定を追加するものとあわせて、前段で文言の整理を行うものであります。

第3条、旅費の支給の改正は、職員以外の者が町の依頼に応じ公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人等として旅行する場合、その他公務上の必要から旅行させる場合に旅費を支給することの規定を追加するもの及び文言の整理を行うものであります。

第4条、旅行命令等の改正は、文言の整理を行うものであります。

第12条、証人等の旅費の改正は、職員以外の者に支給する旅費を職員相当の旅費とするための規定を追加するものであります。

第13条、鉄道賃、第21条、扶養親族移転料、第26条、遺族の旅費の改正につきましては、適用条文と文言の整理を行うものであります。

第28条、旅費の特例の改正は、臨時、嘱託職員の旅費の支給に係る規定の文言を整理するための改正であります。なお、見出しの旅費の特例については、前条である第27条に旅費の特例を付しておりますので、この条からは削除いたします。

以上が一部改正の内容であります。ただいまの説明をもちまして改正条文の朗読は省略させていただきます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君）　これから議案第48号　羽幌町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

4番、寺沢孝毅君。

○4番（寺沢孝毅君）　ただいまの説明で、これは必要であるなということは理解できる

のですけれども、こういうような形で改正を行うということは、それなりに具体的に必要  
な事例が数件あったのではなかろうかと思えます。そういった背景についても、もうちょ  
っと具体的な説明をいただければというふうに思えます。

○議長（室田憲作君） 総務課長、井上顕君。

○総務課長（井上 顕君） お答えいたします。

これまでの背景につきましては、ご存じのとおり職員以外の者には旅費が支給できない  
ということで、もしそういうものがあった場合には、まず一時的に臨時職員等ということ  
で身分を任命いたしまして出張に行っていたというのが今までの経過です。それで、今ご  
質問のありました具体的な事例があるだろうということなのですが、実は今般、まず2件  
ばかり具体的に上がっています。まず、1つ目が離島活性化事業で先進地視察の事業とい  
うことで、11月11日から16日の間なのですが、離島住民、今想定しておりますのは  
天売1名、焼尻1名ということで、それと職員がつきまして先進地の視察を行いたいとい  
うことで、今般この部分が該当しております。また、その後になります、11月21日  
から26日間になりますが、これも同じ離島振興事業の一つでございまして、アイランダ  
ーという部分で、これにつきましても同様に天売、焼尻からそれぞれ1名ずつ住民の参加  
いただいて、職員も参加して一緒に行くということで、これが当面2件出ていましたので、  
条例を今回改定したくご提案申し上げました。

以上です。

○議長（室田憲作君） 4番、寺沢孝毅君。

○4番（寺沢孝毅君） 今後必要な事業ということで今説明があったのですが、これまで  
はそういう事例は余りなかったということですか。その辺ちょっと聞きたかったのです。

○議長（室田憲作君） 総務課長、井上顕君。

○総務課長（井上 顕君） お答えいたします。

個々具体的には申し上げられませんが、これまでもそういう事例はありました。それで、  
ただいま申し上げましたとおり、そういった場合にはいきなり住民の方に旅費は支給でき  
ませんので、臨時職員等の身分を発令しまして行っていたということでございます。

○議長（室田憲作君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号

○議長（室田憲作君） 日程第5、議案第49号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、鈴木典生君。

○福祉課長（鈴木典生君） ただいま上程されました議案第49号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更につきまして、その提案理由と内容のご説明を申し上げます。

平成25年9月18日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、住民基本台帳法の一部改正に伴う北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更につきまして、地方自治法第291条の3第3項の規定により協議を求められましたので、同法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。

規約の変更理由としましては、住民基本台帳法の一部改正等に伴いまして外国人住民が新たに住民基本台帳法の適用対象に加わりましたことから改正するものであります。

北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約。

北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように変更する。

別表第2備考2中「及び外国人登録原票」を削る。

附則、1、この規約は、地方自治法第291条の3第3項の規定による北海道知事への届出をした日から施行する。

2、改正後の別表第2備考2の規定は、平成26年度以後の年度分の負担金について適用し、平成25年度以前の年度分の負担金については、なお従前の例による。

以上、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから議案第49号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。



◎議案第50号～議案第51号

○議長（室田憲作君） 日程第6、議案第50号 平成25年度羽幌町一般会計補正予算（第7号）、日程第7、議案第51号 平成25年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、以上2件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） ただいま提案となりました平成25年度一般会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ907万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ60億6,160万2,000円とするものであります。

補正をいたします主な内容を申し上げます。歳出において3款民生費、障害者自立支援給付費等国費負担金返還金104万円と障害者自立支援給付費道費負担金返還金4万8,000円、障害児施設措置費国庫負担金返還金9万8,000円の補正は、過年度負担金の精算による返還金でございます。

同じく介護福祉費において介護保険事業特別会計繰出金390万円の補正は、人事異動に伴う人件費増額分の介護保険事業会計への繰出金でございます。

次に、6款農林水産業費、林業振興費において林業構造改善事業補助金返還金308万1,000円の補正は、破産した羽幌木材加工協同組合の財産処分により配当金の交付を受けていましたが、補助事業により交付を受けていた補助金1,979万円から配当金を除いた残額について納付免除の協議が調ったことから、この配当金を国に返還するものでございます。

以上で一般会計を終わり、次に介護保険事業特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ582万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,682万5,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、歳出の保険事業勘定で1款総務費、一般管理費390万円の補正は、先ほど説明をいたしました人事異動に伴う人件費で、財源は一般会計、繰入金を充てております。

次に、4款諸支出金において介護給付費返還金192万5,000円の補正は、過年度分の精算に伴う返還金でございます。財源は、介護保険給付費等準備基金繰入金を充てております。

以上、今回補正をいたします予算の主な内容でございます。よろしくご審議、ご承認賜りますようお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長（室田憲作君） 次に、財務課長から内容説明を求めます。

財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） 続きまして、私から内容をご説明いたします。

一般会計 8 ページをお開き願います。歳出でございますが、2 款総務費、一般管理費において修繕料 4 5 万円の補正は、焼尻支所職員住宅に設置している給湯器が故障したため、新たに給湯器を設置して住環境を整備するものでございます。財源は、一般財源を充てております。

同じく交通安全対策費において交通安全協会連合会寄附金の臨時費 3 6 万 9, 0 0 0 円の補正は、社団法人羽幌地区交通安全協会連合会が公益法人制度改革関連法の施行に伴い、法人格を有する一般社団法人への移行は行わず、社団法人を解散して新たな任意団体を立ち上げ従来業務を継続することから、その残余財産について法令及び定款に基づき連合会所管の 3 町村に寄附することとなりましたが、この寄附については歳入の 1 7 款で受けており、今後においては新たな団体、羽幌地区交通安全協会連合会が従来業務を引き継ぎ、その業務を実施することから、その事業に必要な財源として同額を支出するものでございます。

1 0 ページをお開き願います。6 款農林水産業費、農業振興費において特別旅費 2 万 8, 0 0 0 円と消耗品費 6 万円の補正は、当初予算で実施している環境に優しい農業を目指す環境保全型農業直接支払交付金事業を実施するための事務的経費の補助決定で、財源は 8 万 3, 0 0 0 円を道支出金で、残り 5, 0 0 0 円は一般財源としております。

次に、1 0 款教育費、公民館費において一般財源から国・道支出金へ 5 1 0 万円の財源更正は、中野北溟氏の作品展示室としての公民館改修工事について、地域づくり総合交付金の交付決定があったことから財源補正を行うものでございます。今回補正をいたします財源においてそれぞれの事業に対し歳入予算に計上している特定財源のほか、不足いたします 3 5 2 万 2, 0 0 0 円につきましては繰越金を充てております。

以上が補正の内容でございます。よろしくご審議、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） お諮りします。

審議の方法については、各会計ごとに歳入歳出一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第 5 0 号 平成 2 5 年度羽幌町一般会計補正予算（第 7 号）について歳入歳出一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 平成25年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)、歳入歳出一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

### ◎同意第3号

○議長(室田憲作君) 日程第8、同意第3号 羽幌町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について提案の理由を求めます。

町長、舟橋泰博君。

○町長(舟橋泰博君) 提案理由の説明に入る前に、皆様方の議案のほうへお書き入れ願いたいと思います。

住所、苫前郡羽幌町幸町37番地の134、氏名、森弘子、生年月日、昭和27年5月1日生まれ、61歳。

それでは、同意第3号 羽幌町教育委員会委員の任命につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

現委員であります藤井智子氏が平成25年9月30日付をもちまして任期満了となることから、新たに森弘子氏の人格、識見のもと教育行政にご尽力をいただきたいということで、教育委員会委員としてご同意を賜りたく、ご提案申し上げた次第でございます。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げまして、提案の理由とさせていただきます。

○議長(室田憲作君) これから同意第3号 羽幌町教育委員会委員の任命について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(室田憲作君) これでは質疑を終わります。  
討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。  
これから同意第3号を採決します。  
お諮りします。本案は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。  
したがって、同意第3号については同意することに決定しました。

#### ◎諮問第1号

- 議長(室田憲作君) 日程第9、諮問第1号 人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、舟橋泰博君。

- 町長(舟橋泰博君) 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について、提案理由のご説明を申し上げます。

住所、苫前郡羽幌町南3条3丁目5番地、氏名、米山しげみ、生年月日、昭和24年8月17日生まれ、64歳。

現委員であります米山しげみ氏が平成25年12月31日付をもちまして任期満了となるため、氏の人格、識見から引き続き人権擁護委員として推薦いたしたく、ご提案を申し上げた次第でございます。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

- 議長(室田憲作君) これから諮問第1号 人権擁護委員の推薦について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(室田憲作君) これでは質疑を終わります。  
討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。  
これから諮問第1号を採決します。  
お諮りします。本案は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。  
したがって、諮問第1号については同意することに決定しました。

#### ◎認定第1号～認定第8号、発議第6号

- 議長(室田憲作君) 日程第10、認定第1号 平成24年度羽幌町一般会計歳入歳出

決算認定について、日程第11、認定第2号 平成24年度羽幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、認定第3号 平成24年度羽幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13、認定第4号 平成24年度羽幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第14、認定第5号 平成24年度羽幌町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第15、認定第6号 平成24年度羽幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第16、認定第7号 平成24年度羽幌町港湾上屋事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第17、認定第8号 平成24年度羽幌町水道事業剰余金の処分及び決算認定について、以上8件及び次の日程第18、発議第6号 羽幌町各会計決算特別委員会の設置並びに委員の選任についてを一括議題とします。

先に、認定第1号から認定第8号までの提案理由の説明を求めます。

町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） 平成24年度羽幌町各会計の決算認定をご提案するに当たりまして、その概要をご説明申し上げます。

資料については、羽幌町各会計決算認定資料に基づきご説明いたします。まず、一般会計では、歳入決算額6億1,422万5,956円、歳出決算額59億7,827万5,214円、差し引き剰余金1億3,595万742円となっております。このうち投資的経費は9億2,762万1,000円で、前年対比5億639万2,000円増となっておりますが、その要因として増加したものは、農業振興事業として小麦や米穀乾燥調製貯蔵施設整備事業補助や水産業振興事業として北るもい漁業協同組合新水産物荷さばき施設、事務所整備事業補助、医療対策事業としてドクターヘリ施設整備工事、社会教育施設整備事業として総合体育館改修などがございます。減少したものは、港湾施設整備事業として国直轄港湾整備事業の減少などがございます。

次に、国民健康保険事業特別会計では、歳入決算額1億6,642万6,710円、歳出決算額1億6,375万2,269円、差し引き剰余金267万4,441円となり、前年度より歳出決算で901万6,398円の増額となっておりますのは、後期高齢者の医療費増加に伴う後期高齢者支援金の増額がその主なものでございます。

次に、後期高齢者医療特別会計では、歳入決算額1億1,323万920円、歳出決算額1億1,307万1,763円、差し引き剰余金15万9,157円となり、前年度より歳出決算額では1,121万2,858円の増額となっておりますのは、保険料率の改正に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の増がその主なものでございます。

次に、介護保険事業特別会計ですが、勘定別にご説明いたします。まず、保険事業勘定では、歳入決算額7億7,920万6,072円、歳出決算額7億7,915万9,861円、差し引き剰余金4万6,211円となり、前年度より歳出決算額では3,125万6,663円の増額となっておりますのは、保険給付費において介護サービス等給付費の増がその主なものでございます。

次に、介護サービス事業勘定では、歳入決算額5,945万6,492円、歳出決算額5,945万5,938円、差し引き剰余金554円となり、前年度より歳出決算では4,576万5,651円の減額となっておりますのは、特別養護老人ホーム改築に伴う事業費の減がその主なものでございます。

次に、下水道事業特別会計では、歳入決算額4億7,818万8,620円、歳出決算額4億7,792万6,083円、差し引き剰余金26万2,537円となり、前年度より歳出決算では1,963万5,323円の減額となっておりますのは、工事請負費や施設の長寿命化計画策定委託料と公債費の減がその主なものでございます。

次に、簡易水道事業特別会計では、歳入決算額4,214万4,343円、歳出決算額4,151万8,494円、差し引き剰余金62万5,849円となり、前年度より歳出決算では1,890万8,159円の減額となっておりますのは、天売地区で電磁流量計取りかえ工事、焼尻地区で浄水濁度計設置工事の完了に伴う減並びに公債費の減がその主なものでございます。

次に、港湾上屋事業特別会計では、歳入決算額2億5,751万8,295円、歳出決算額2億5,166万4,577円、差し引き剰余金585万3,718円となり、前年度より歳出決算では2億3,757万4,408円の増額となっておりますのは、羽幌港旅客上屋建設工事の増がその主なものでございます。

次に、水道事業会計のご説明をいたします。収益的収支の収入では、給水戸数や給水人口の減少及び商業施設、道立羽幌病院、羽幌小学校等の使用料減少の影響により有収水量が1.4%減少いたしております。23年度との営業収益を比べますと129万9,626円の減額となった一方、支出においても企業債支払い利息などの減により支出全体で201万5,035円の減額となり、結果損益計算書では3,290万2,630円の純利益が生じたところでございます。次に、資本的収支では、港湾地区水道管布設など建設改良費で802万2,000円、繰上償還を含む企業債償還金が2億6,134万1,039円で、支出総額は2億6,936万3,039円となっております。それに対して収入がありませんので、不足いたします2億6,936万3,039円につきましては減債積立金及び留保資金等で補填したものでございます。

次に、普通会計の財政指標等の状況についてご説明いたします。まず、財政構造の弾力性を示します経常収支比率は81.1%であり、平成23年度より2ポイント減少しておりますが、公債費の減少によるものが主なものでございます。このことから財政構造の弾力性は若干回復しているものであります。また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率につきましては、このたびの議会に報告いたしているとおりであります。各比率とも前年度より低下しており、現況として財政の健全化が図られているという判断ができるものでございます。

以上、平成24年度各会計の決算概要をご説明いたしました。景気は国の政策により若干回復傾向が予想されております。しかしながら、地方の経済は引き続き厳しい状況で

推移しておりますことから、今後も計画的に簡素で効率的な行財政の運営に努め、町民各位の要望を拝聴し、ご理解を得ながら徹底した行財政改革を進め、将来を見据えた健全財政の維持に努めてまいり所存でございます。

また、別途監査委員から決算審査が報告されますが、審査意見等も踏まえ、適正な行財政運営を進めてまいりたく、これらの点もあわせて議会のご承認を賜りたく、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げまして、提案の理由とさせていただきます。

○議長（室田憲作君） 次に、発議第6号の提案理由は、平成24年度羽幌町各会計の決算を審査するため特別委員会を設置しようとするものであります。

お諮りします。ただいま一括議題となっております認定第1号から認定第8号については、発議第6号により、羽幌町議会委員会条例第4条の規定に基づき、全員の議員をもって構成する羽幌町各会計決算特別委員会を設置し、同委員会に付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号は全員の議員をもって構成する羽幌町各会計決算特別委員会を設置し、これに付託し審査することにいたしました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時44分

○議長（室田憲作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算特別委員会の正副委員長の互選の結果、委員長に1番、森淳君、副委員長に2番、金木直文君と決定したので、報告します。

#### ◎休会の議決

○議長（室田憲作君） お諮りします。

各会計決算特別委員会の決算審議のため、これから9月20日まで休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、これから9月20日まで休会することに決定しました。

ただし、会議規則第10条第3項の規定により、休会中であっても決算特別委員会終了次第本会議を開きます。

以上で本日の日程は全部終了しましたが、各会計決算特別委員会の審査状況に即応するため、休会して各会計決算特別委員会を開催することといたします。

(午前10時46分)